

グループホーム梅の宮マミー契約書

_____以下「利用者」という)とグループホーム梅の宮マミー(以下「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、家庭的な環境の中、地域住民との交流の下で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 契約期間

- 1、この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2、契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 認知症対応型共同生活介護および介護予防計画(以下「介護計画」という)の作成

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護計画」を作成します。事業者はこの「介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 介護の提供場所・内容

- 1、介護の提供場所は塩竈市です。所在地および設備の概要等は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2、事業者は、第3条に定めた介護計画に沿って介護サービスを提供します。事業者は介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3、利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。
- 4、事業者、サービス従事者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5、事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

第5条 サービスの提供の記録

- 1、事業者は、認知症対応型共同生活介護サービスの内容等を記録します。
- 2、事業者は、認知症対応型共同生活介護サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3、利用者又はその家族は、前項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- 4、利用者又はその家族は、第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 料金

- 1、利用者は、認知症対応型共同生活介護サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2、事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の15日頃までに利用者へ送付します。
- 3、利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに銀行等金融機関の自動引き落としにて支払うものとします。
- 4、利用者は、家賃、水道光熱費、リネン代も同様である。
- 5、事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 6、入院等により居住してない場合でも、家賃、水道光熱費、リネン代の負担があります。

第7条 利用者負担額の滞納

利用者が、正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、事業者は、契約を解除することができる。

第8条 料金の変更、区分変更

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、契約者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を文書で通知します。また、身体状況、認知症状に明らかな変化があった場合は、認定期間中であっても区分変更を行うことがあります。

第9条 契約の終了

- 1、利用者は事業者に対して、常に契約を解約することができます。
- 2、事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対してこの契約を解約することができます。
- 3、次の事由に該当した場合は、本契約を終了するものとします。
 - ①利用者が介護保健施設や医療施設等に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1と認定された場合
 - ③利用者の家賃、共益費の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
 - ④利用者が死亡した場合
 - ⑤利用者が、病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり（1か月を目安とします）戻ることが困難となった場合。
 - ⑥利用者が、常に医療的な処置が必要となった場合。
 - ⑦共同生活を営むうえで、他のご利用者様、スタッフに、迷惑行為（夜間の奇声、器物損壊など）、暴力行為を行い、そのために身体的精神的苦痛を与え、通常の介護方法では収まらなく改善の見込みがないと判断した場合。
- 4、退去時にはハウスクリーニング、ベットマットクリーニングがかかります。

第10条 秘密保持

- 1、事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2、サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を用いる場合は、あらかじめ文章による本人からの同意を得るものとする。

第11条 賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

第12条 損害賠償がなされない場合

事業者は、事故の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者の損害賠償責任を負いません。

- ①利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して利用者等が行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供できず、利用者等に損害が発生した場合。
- ⑤利用者の転倒等による怪我、骨折による損害が発生した場合。

第13条 緊急時の対応

事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、もしくは緊急要請を取り、必要な治療が受けられるようにするとともに、家族または緊急連絡先へ連絡するものとします。

第14条 連携

事業者は、利用者な体調、健康状態を見て必要な場合には、医師または福祉サービスと密接な連携に努めます。

第15条 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条 身元引受人

身元引受人は、本契約に基づく契約者及び契約者代理人の事業者に対する責務について連帯責任者となるとともに、契約者の身柄引き取り、残置財産の引き取り、介護に関する決定、延命処置の決定等を行うことに責任を負います。契約者代理人は、身元引受人を兼ねることもできます。

第17条 本契約に定めのない事項

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法例の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業所名

事業所の名称 グループホーム梅の宮マミー
事業所の所在地 塩竈市梅の宮16番11号
事業所種別 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
介護保険事業者番号 0490300092
指定年月日 令和2年12月16日

契約者氏名

事業者名 有限会社マミーホーム
住 所 宮城郡松島町松島字東浜4番地
代表者名 取締役 鶴田 一

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印